

## 【一般財形（金銭信託コース）】

三井住友信託銀行株式会社  
(2025年10月1日現在)

●この「商品概要説明書」は、財産形成信託(金銭信託型)の商品内容の概要を記載したものです。

項目	内容
1. 商品名<愛称>	・財産形成信託（金銭信託型） <愛称・一般財形(金銭信託コース)>
2. ご利用になれる方	・委託先事業主の従業員の方に限ります。
3. 信託期間	[この信託に係る指定金銭信託] ・5年以上(5年間の満期日自動延長扱い) ・積立期間は3年以上です。 ・満期日前2年以内に積立てをした場合、満期日は信託追加の日から2年後に延長されます。
4. 運用	・信託金は、当社の指定金銭信託でお預りします。 ・指定金銭信託の基本方針、運用方法・運用制限は、指定金銭信託の商品概要説明書をご覧ください。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入単位	・給与・ボーナスからの天引き積立てです。 ・1,000円以上1,000円単位
6. 支払方法 (1) 元本 (2) 収益金	・満期日以後ご指定の方法によりお支払いします。 ・収益支払日(3・9月26日)に元本に組入れます。
7. 予定配当率	・金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間等に応じて当社が決定し、店頭金利表示ボードに表示します。 ・予定配当率はお預入後毎年3・9月26日に変更します。 ・指定金銭信託は、金利情勢等に応じて予定配当率を半年毎に見直す変動金利商品です。 ・予定配当率・それによる収益の支払を当社が保証するものではありません。(利益補足契約はありません)
8. 収益金の計算方法	・指定金銭信託5年ものの予定配当率により、毎年3・9月25日に半年単利計算します。(付利単位は100円)
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	—

## 商品概要説明書

<p>11. 中途解約</p> <p>(1) 中途解約の方法</p> <p>(2) 中途解約時の支払額</p> <p>(3) 解約手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・やむを得ない事由がある場合に限り、中途解約できます。</li><li>・中途解約の場合は指定金銭信託の一部または全部の解約をしてお支払いします。</li><li>・経過収益金からその日に店頭表示する解約手数料および税金を差引きのうえ、元本とともにお支払いします(一部解約の場合は、解約元本から解約手数料を差引いた金額をお支払いします)。</li><li>・初回積立から7年を経過している場合は、解約手数料をいただきませんが、その場合には以後その指定金銭信託口座には積立てできません(別口座を新たに開設します)。</li><li>・解約手数料は当社店頭に掲示します。</li><li>・解約手数料は金利情勢の変化等により変更になることがあります。</li></ul> <p>&lt;参考&gt;2025年10月1日現在の解約手数料 解約額1,000円につき1円</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定金銭信託は貸出金や値動きのある有価証券等への運用を行いますが、運用資産の状況等により元本を下回る場合も、当社が元本補填契約で補填します。(元本保証商品)</li><li>・また、元本は預金保険制度の対象となっていますので、万一当社が払戻しを停止した場合においても預金保険の保険金の範囲内までは保護されます。信託収益については預金保険制度の対象ではありません。</li><li>・指定金銭信託の3・9月末現在の主要な信託財産の残高表および収支状況表を、5月末または11月末以降店頭でご覧いただけます。</li></ul>